

平成 25 年 9 月 9 日

## TPP 通信 NO.9:

### <第 19 回 TPP 交渉会合>

第 19 回目の TPP 交渉会合が 8 月 22 日から 30 日の日程で参加国ブルネイにて行われ、日本が全日程を通して参加する初めての会合となった。

今回の交渉会合で注目されるのは、一定期間内に関税をなくす品目の割合を示す関税の「自由化率」、日本政府はこの自由化率を最大 85% 程度示し、各国との交渉に臨んだ。参加 12 カ国の閣僚会合も 22, 23 両日に行われ、早期妥結に向け関税分野などの交渉加速を確認した。

### <交渉会合の中身>

TPP の関税交渉では、「全品目を交渉のテーブルにのせる」ことが原則であるが、重要品目をどうするかは主に「二国間交渉」で決まる。日本はコメや砂糖といった重要品目に関しては未定とし、各国の出方を見極め交渉に臨んだ。

当初 TPP 交渉では、関税品目の 90~95% を協定の発効日になくし、残りの品目も 7 年以内に段階的になくす案が有力だった。ところが米国が年内妥結に強い意欲を示しているため、関税をなくす期間を大幅に延ばす案も出ている。米国は 10 月に行う予定の「TPP 首脳会合」において「大筋合意」を宣言する構えで、各国政府関係者からは「交渉を急ぐあまり、市場の完全開放を求める TPP 交渉の内容が薄まる」との懸念の声も出ている。

また、関税分野以外でも知的財産権の保護、国有企業の改革、厳格な環境基準などの争点で参加国が鋭く対立した。

### <秘密保持契約>

TPP 交渉では、参加国が交渉内容を漏らさないよう契約を結ぶ「秘密保持契約」の取り決めがある。日本も参加時に署名しているため、政府側からの情報開示が少なく、国内の業界団体からは「交渉の進捗状況を確認する材料すらない」と不満の声が続出している。

秘密保持契約の主な内容：

- ・ 交渉内容は参加国の同意が無い限り秘密にする。
- ・ 交渉文書を見られるのは①政府関係者、②政府以外で国内調整に関わる人に限る。
- ・ 交渉文書へのアクセス権を持つ人はそれ以外の人と情報共有しない。
- ・ 協定発行後 4 年間は交渉文書を開示しない。

### <年内妥結へ加速>

22, 23 両日行われた閣僚会合では、日本や米国など全 12 カ国による共同声明を発表した。声明は「2013 年中の妥結に向け交渉を加速する」方針を明記し、関税撤廃や知的財産権の保護など協議が難航している分野で早期の打開を目指すものとなった。ただし各分野での新興国と先進国の隔たりは未だ大きく、「参加国は 10 月に向け相当な努力をする必要」があり、「政治決断」を迫られる格好となりそうだ。

#### \* T P P 閣僚会合共同声明のポイント \*

- ・ 2013 年中の交渉妥結を目指す。
- ・ 難航分野として、物品市場アクセス、投資、金融サービス、政府調達、知的財産、競争政策、環境、の 7 分野を列挙。
- ・ 10 月にインドネシアのバリ島で開く T P P 首脳会合を重要な節目。

### <交渉が難航している注目分野>

競争政策分野とは：

T P P には 21 の交渉分野があり、競争政策は関税や知的財産保護などと共にこれまで交渉が遅れていた分野である。国有企業には政府の資金力や信用力を背景に市場で独占的な地位を築きやすいため、一般企業が公平な条件で競争するには国有企業の活動を抑える必要がある。国有企業が外国企業を排除し国内企業と優先的に取引をすることを認めず、特定企業への「税制優遇措置」も認めない、またモノやサービスの価格を著しく下げること規制し、一般企業が公平な条件で競争しやすくするよう市場開放を求めるものである。

交渉に参加する 12 カ国では、国有企業を多く抱えるベトナムやシンガポールなど新興国は、T P P によって急に国有企業の活動に制限が出るのを避けた。一方米国など先進国は、これらの国に国有企業の改革を迫り、市場の開放を求めている。

日本では、「日本郵政」が規制の対象となる可能性がある。国有企業の定義は今後のTPP交渉で決まることになるが、国有企業と認定されれば今後の活動を縛られることにもなりかねない。米アフラックと提携協議を進めた背景にはこんなところの関係しているのかも知れない。

<今後の日程>

- ・ 9月 交渉の中間会合
- ・ 10月7、8日 APEC首脳会合／TPP首脳会合（大筋合意めざす）
- ・ 11月 交渉会合
- ・ 12月 交渉会合（年内妥結めざす）

以上